

令和2年12月 四万十市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年11月30日(月)午後2時30分～午後4時5分

2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	9	山本 官	17	尾崎 征洋
3	井上 靖好	11	伊勢脇精藏	18	福留 宜彦
4	加用 雅啓	12	土居 忠栄		
5	安藤 久徳	13	清水 優志		
6	谷崎 容子	14	新玉 年一		
7	遠地美千代	15	正木 卓夫		
8	弘田 美和	16	岡崎 誠		

(2) 農地利用最適化推進委員 7名

番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	6	山口 昇彦
2	武井 健治	7	田邊 次男
4	濱田 正史	8	竹村 光一
5	宮地 秀之		

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	10	芝 順子	19	畠中 温喜

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	小野 芳夫				

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐	吉田 貴浩	主事	東 昭伸
事務局長補佐	渡辺 昌彦		
係長	柴 秀樹		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番～2番)
- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について(1番)
- 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番～5番)
- 第4号議案 非農地証明書の交付について(1番～3番)
- 第5号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番～5番)

報告事項

その他

7 連絡事項

◆議 長（福留会長）

只今から令和2年12月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号10番 芝 順子 委員、議席番号19番 島中 温喜 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、小野 芳夫 委員より欠席の届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号11番 伊勢脇 精蔵 委員、議席番号12番 土居 忠栄 委員 をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、大字鍋島 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦7年の44歳の専業農家で、主に施設生姜を栽培しており、農作業への従事日数は年間280日となっております。労働力は、譲受人と妻の2人です。農機具につきましては、軽トラック、トラクター、耕運機、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から2～3分の距離となっております。耕作面積は90aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 具同 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦4年の24歳の農家で、農作業への従事日数は250日となっております。労働力は、譲受人と祖父の2人です。農機具につきましては、トラクター、管理機、トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約5分の距離となっております。耕作面積は81aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」ですが、畠中委員は本日欠席です。事務局へ「譲受人は生姜を主に栽培している農業者で問題ない」との連絡があったということです。

◆議長（福留会長）

推進委員も、本日欠席となっておりますが、小野委員からも事務局へ国営農地内の所であり、問題なしとの連絡があったとのことです。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

譲受人と面談しまして贈与を受けてハウスがあるということですが、ミニトマトも作っているそうですが、若い農家です。問題ありませんのでよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

~~~~農業委員《全員挙手》~~~~

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請進達について説明します。議案書は3ページになります。

番号1については、11月24日、会長、事務局で現地に向かい、岡崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、車庫兼農業用倉庫を建てるために宅地を造成するという申請です。申請地の場所につきましては、右山天神町で天神児童公園から東へ40mほどの所にある農地になります。申請地の面積の約半分程度には既にコンクリート舗装の駐車場がありましたが、農作業をするため以前の所有者がつくっていたものです。申請代理人からはこの駐車場を作った経過を説明した経過書が提出されています。概略は「2アール未満」について耕作の事業を行うものが農業用施設に供する場合（この場合は駐車場です。）は4条の転用許可が不要であり駐車場をつくっていたということです。申請地の北側は市道、南、西側は宅地、東側は申請人所有の土地であり、周辺の農地に与える影響はありません。雨水の排水に関しましては、申請地北側の既設の市道側溝へ排水します。

申請地は、都市計画区域内の第1種住居地域にあり第3種農地にあたり、転用許可申請については適当であると考えます。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

事務局の説明どおりです。現地は葉物が植わっています。タマネギとか、あそこでちょっと問題として検討したのはコンクリートを張った車を2台分とれるという場所でしたが、それは前の所有者が作業のため車を置くために作ったもので、その経過については先ほど事務局が説明したとおりです。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

場所は駅の西側だと思いますが、特に問題はありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～農業委員《全員挙手》～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。

所有権移転番号1 土地の表示は古津賀二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。11月24日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については古津賀1号公園から金毘羅川及び市道を挟み東側に位置する農地です。申請地の西側は幅6メートルの市道、北側は宅地・東、南側は申請譲渡人所有農地であります。また雑排水に関しては合併浄化槽を設置し市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま

す。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして番号2 土地の表示は古津賀二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。11月24日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については高知ダイハツ販売（株）から北東方向へ200mほど行った所に位置する農地です。申請地の南側は幅16メートルの市道、西側は農地であり所有者からは転用の同意を得ています。東側は申請譲渡人所有農地、北側は宅地となっています。また雑排水に関しては合併浄化槽を設置し市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま

す。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第2種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして番号3 土地の表示は右山字明治 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。11月24日、会長と事務局で現地に向かい、中村地区担当の岡崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料7、8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

この度、住宅を建築するものです。場所についてはサンリバー四万十前交差点から角崎方面へ500メートルほど行った県道沿いに位置する農地です。申請地の西・東側は農地であり所有者からは転用の同意を得ています。北側は県道、南側は用水路と山林となっております。また雑排水に関しては敷地内に下水最終柵を設置し、排水管を最終的に市道の下水本管に繋ぎ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われま
す。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種住居地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地
ということでありま

続きまして番号4 土地の表示は渡川一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。
11月24日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行
いました。お手元の資料9、10ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、店舗兼居宅を建築するもの
です。場所については具同4号公園から東方向に市道の一つ隔てた所に位置する農地です。申請地の西・南側は幅
員6メートルの市道・北側は宅地と申請譲受人所有の土地、東側は農地であり所有から転用の同意を得ています。
また雑排水に関しては合併浄化槽を設置し市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与え
る影響はないものと思われま

す。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可
できる土地ということでありま

続きまして使用貸借権設定の番号1 土地の表示は具同田黒一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案
書記載のとおりです。11月24日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請者譲受人立会
いのもと現地確認を行いました。お手元の資料11、12ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住
宅を建築するものです。申請者貸人と借人は親子で使用貸借契約を設定するものです。場所については具同小学
校から南東方向に市道の一つ隔てた所に位置する農地です。申請地の西側は農地で所有者からは転用の同意を得
ています。北側は宅地及び申請貸人所有農地、東側も宅地、南側は幅員6メートルの市道です。また雑排水に関
しては合併浄化槽を設置し市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響はないも
のと思われま

す。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可
できる土地ということでありま

◆議長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1・2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号3番 井上委員 (東山・下田地区担当)

事務局の説明どおりで、現地を確認したところ何の問題もありませんでしたのでよろしくお願

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

いつも申請のある所です。位置も問題ないと思います。

◆議 長 （福留会長）

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 16 番 岡崎委員（中村地区担当）

先ほど事務局が説明したとおりです。南側は田となっています。田の間には擁壁を建てるということも聞いております。北側は空き地で西側は山林、東側は道路となっていました。以上です。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特にありません。

◆議 長 （福留会長）

「4番と使用貸借権設定の1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

4番についてですが、事務局の説明どおりで問題ありません。都市計画区域で段々に家が建っているところです。よろしくお願ひします。それと使用貸借権設定の1番ですが、これも問題はあります。排水も既設の排水路に流すということでございます。都市計画区域内ですので家が建つべくして建つ所ですのでよろしくお願ひします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

4番も使用貸借契約の1番もですが、先月も似たようなところで申請があったと思いますが、問題ないと思います。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席

番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～農業委員《全員挙手》～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第4号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第4号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は6ページになります。番号1。土地の表示は、大字 渡川二丁目 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、11月24日、会長、事務局で現地に向かい、願人、具同地区担当の正木委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの13、14ページをご覧ください。当該地は渡川二丁目、赤鉄橋具同側の三つ目の信号元を北側に30mほど行った所になります。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 間崎 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましては、11月24日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人、八束地区担当の加用委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの15、16ページをご覧ください。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しましたので、非農地証明については可能と考えます。以上です。

続きまして番号3。土地の表示は、大字 西土佐下家地 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号3につきましては、8月25日、事務局が現地に向かい、西土佐下家地地区担当の田邊次男推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの17、18ページをご覧ください。当該地は西土佐下家地で、下家地集会所から南東に1.5キロメートルほどの場所になります。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地で10年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。
「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

事務局の説明どおりで問題ないと思います。この土地は住宅地内の土地であり、事由にもあるような状況で今は駐車場のようになっており、農地には復元出来ないと判断しました。非農地証明は適当と考えますのでよろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号4番 加用委員（八束地区担当）

11月24日事務局と現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明どおりで問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

「3番の関係委員さん」ですが、桑原委員は現地確認に行かれていないということですので田邊推進委員お願いします。

◇田邊委員（西土佐下家地地区担当）

8月に事務局と現地確認に行ったわけですが、平成16年の豪雨で土が流失してしまいまして、その後も何回か水に冠水して、耕作者も作る意欲が亡くなりましてそのまま放棄しております。川から3m位の高さの田んぼですが、水が出るたびに冠水して作る意欲がなくなっているということで、現況が竹やぶになって来ております。「非農地への地目に変更してくれ」ということで あげさせてもらいました。以上です。よろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～農業委員《全員挙手》～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

～～～小 休～～～

～～～正 会～～～

◆議 長 （福留会長）

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。

議案書は7ページ、農用地利用集積計画書（案）は8、9ページになります。説明にはいる前に9ページ番号4ですが貸付人が申出書の提出後、お亡くなりになり議案書から除くということになりました。新しく机の上に貸付人を替えて差替え分として配っていますのでそちらをご参照ください。

それでは1～3番について説明いたします。借受人は東中筋地区において、水稻を栽培している認定農業者です。今回の申請は、更新と新規を合わせての申請です。となります。貸付人は7名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの19ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は借入農地により令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間と令和3年1月2日から令和13年1月1日までの10年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

つづきまして4番について説明いたします。借受人は東中筋地区において、水稻を栽培している認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの20ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和2年11月30日から令和7年11月29日までの5年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

つづきまして5番について説明いたします。借受人は西土佐津賀地区において、露地野菜を栽培している認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの21ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和2年12月1日から令和7年5月31日までの4年6ヶ月となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1～4番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

1～4番について説明いたします。先ほど事務局から説明のあったとおりですが、2人とも認定農業者であり、水稻を大々的に行っている農家です。農地の状況も問題ありません。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

2人とも東中筋地区にはなくてはならないぐらい頑張っておられますので、よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

続いて「5番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号14番 新玉委員（西土佐津賀地区担当）

この方は認定農業者であり親子で野菜を作っています。問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇田邊委員（西土佐津賀地区担当）

耕作者は認定農業者でしっかりやっていますので問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は

議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

◇議席番号3番 井上委員（東山・下田地区担当）

5番について少しお聞きしたい。賃借料の支払いのところで10aあたり70,000円となっておりますが合っているのでしょうか。

◆議 長 （福留会長）

5番で加持子を7万円ということですがよいのでしょうか。間違いないのでしょうか、事務局は？

○事務局

7万円となっております根拠までは確認しておりません。

◆議 長 （福留会長）

確認して井上委員に事務局から連絡するというところでよろしいでしょうか。

◇議席番号3番 井上委員（東山・下田地区担当）

はい。わかりました。

◆議 長 （福留会長）

他にご意見・ご質問はありませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》~~~~

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

○事務局

形状変更の届が2件出ておりますので報告いたします。議案書と一緒に送付しております、別紙の「報告事項 形状変更届出について」をご覧ください。変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第3条により届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。土地の表示、届出人、届出事由、変更期間は記載のとおりです。以上です。

◆議 長 （福留会長）

最後に、その他 委員の方から何かございませんか。

◇議席番号 11 番 伊勢脇委員（富山地区担当）

農地の変更について少しお聞きしたい。例えば自宅入口等にある農地の一部を駐車場等にする場合は形状変更届が必要ですか？車庫ではなくほんとの駐車場です。

◆議 長 （福留会長）

農業用倉庫なら構わないと思いますが、常時車を置く駐車場なら 4 条転用がいると思います。

◇議席番号 11 番 伊勢脇委員（富山地区担当）

はい、わかりました。

◆議 長 （福留会長）

他にありませんか？

◇議席番号 17 番 尾崎委員（東山地区担当）

人、農地プランの会への出席については活動記録簿はどこに記入したらよいのか？

◆議 長 （福留会長）

活動記録簿へ記入する欄がありますのでそこへ記入してください。

~~~~小 休~~~~

~~~~正 会~~~~

◆議 長 （福留会長）

最後に、その他 委員の方から何かございませんか。

~~~~ 意見なし ~~~~

◆議 長 （福留会長）

以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 11 月 30 日

議 長 福留宣彦

署名委員 土居忠栄

署名委員 伊勢勘精蔵